

京都市告示第674号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の農業用水路等を変更します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和6年3月19日

京都市長 松井 孝治

(変更する農業用水路等)

整理番号	路線名	旧新別	起 終	点 点
1	横大路水0049号	旧	(起点) 伏見区横大路柿ノ本町38番地地先	(終点) 伏見区横大路柿ノ本町43番地の1地先
		新	(起点) 伏見区横大路柿ノ本町38番地地先	(終点) 伏見区横大路畔ノ内1・2合併地先

(産業観光局農林振興室農林企画課)